

宗谷海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(1)	豊富さけ定第1号	天塩郡豊富町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(2)	豊富さけ定第2号	天塩郡豊富町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(3)	豊富さけ定第3号	天塩郡豊富町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(4)	稚さけ定第1号	稚内市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(5)	稚さけ定第2号	稚内市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(6)	稚さけ定第3号	稚内市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(7)	稚さけ定第4号	稚内市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(8)	稚さけ定第5号	稚内市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件） 新規
(9)	稚さけ定第6号	稚内市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(10)	稚さけ定第7号	稚内市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(11)	稚さけ定第8号	稚内市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(12)	稚さけ定第9号	稚内市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(13)	稚さけ定第10号	稚内市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件） 新規
(14)	稚さけ定第11号	稚内市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(15)	稚さけ定第12号	稚内市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(16)	稚さけ定第13号	稚内市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(17)	稚さけ定第14号	稚内市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(18)	稚さけ定第15号	稚内市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(19)	稚さけ定第16号	稚内市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(20)	猿さけ定第1号	宗谷郡猿払村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）

宗谷海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(41)	枝さけ定第13号	枝幸郡枝幸町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(42)	枝さけ定第14号	枝幸郡枝幸町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(43)	枝さけ定第15号	枝幸郡枝幸町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(44)	枝さけ定第16号	枝幸郡枝幸町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(45)	枝さけ定第17号	枝幸郡枝幸町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(46)	枝さけ定第18号	枝幸郡枝幸町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(47)	枝さけ定第19号	枝幸郡枝幸町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(48)	枝さけ定第20号	枝幸郡枝幸町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(49)	枝さけ定第21号	枝幸郡枝幸町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

3 その他

- (1) 漁業の免許予定日 令和6年1月1日（免許予定日は海区漁場計画を作成したときに定めて公示する）
- (2) 宗谷海区漁場計画変更案の作成に係る内容
宗谷海区漁場計画（令和5年5月31日北海道告示第10858号）に上記1の(1)～(49)に掲げる定置漁業を加える

宗谷海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】 別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(1)	豊富さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(2)	豊富さけ定第2号	(2) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。
(3)	豊富さけ定第3号	(3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(4)	稚さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(5)	稚さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(6)	稚さけ定第3号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(7)	稚さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(8)	稚さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(9)	稚さけ定第6号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(10)	稚さけ定第7号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(11)	稚さけ定第8号	<p>(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。</p> <p>(2) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(12)	稚さけ定第9号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(13)	稚さけ定第10号	<p>(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。</p> <p>(2) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>

区分	漁場番号	条件
(14)	稚さけ定第11号	<p>(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。</p> <p>(2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(15)	稚さけ定第12号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p>
(16)	稚さけ定第13号	<p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月6日までの間は中網を、9月3日から9月8日までの間は沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(17)	稚さけ定第14号	<p>(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。</p> <p>(2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(18)	稚さけ定第15号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月6日までの間は中網を、9月3日から9月8日までの間は沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(19)	稚さけ定第16号	<p>(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。</p> <p>(2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>

区分	漁場番号	条件
(20)	猿さけ定第1号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(21)	猿さけ定第2号	<p>(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。</p> <p>(2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(22)	猿さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(23)	猿さけ定第4号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。
(24)	猿さけ定第5号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。
(25)	猿さけ定第6号	<p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月6日までの間は中網を、9月3日から9月8日までの間は沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(26)	浜頓さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(27)	浜頓さけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。
(28)	浜頓さけ定第3号	<p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月6日までの間は中網を、9月3日から9月8日までの間は沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(29)	枝さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(30)	枝さけ定第2号	<p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>

区分	漁場番号	条件
(31)	枝さけ定第3号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(32)	枝さけ定第4号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p>
(33)	枝さけ定第5号	<p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(34)	枝さけ定第6号	<p>(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。</p> <p>(2) 7月15日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(35)	枝さけ定第7号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p>
(36)	枝さけ定第8号	<p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(37)	枝さけ定第9号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月6日までの間は中網を、9月3日から9月8日までの間は沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>

区分	漁場番号	条件
(38)	枝さけ定第10号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(39)	枝さけ定第11号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
(40)	枝さけ定第12号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(41)	枝さけ定第13号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(42)	枝さけ定第14号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月6日までの間は中網を、9月3日から9月8日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(43)	枝さけ定第15号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(44)	枝さけ定第16号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(45)	枝さけ定第17号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(46)	枝さけ定第18号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(47)	枝さけ定第19号	<p>(2) 7月15日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(48)	枝さけ定第20号	<p>(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。</p> <p>(2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(49)	枝さけ定第21号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>